



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電気自動車 1台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成23年7月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 借入場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県環境部温暖化対策課
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) レンタカー業を営む者であり、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県環境部温暖化対策課
電話 026(235)7179

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年6月17日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年6月16日(木) 午後5時(必着)

イ 場所 長野県環境部温暖化対策課

(県庁専用電話番号 380-8570)

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を平成23年6月14日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

温暖化対策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電気自動車 1台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成23年7月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 借入場所
松本市大字島立1020
長野県松本地方事務所環境課
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) レンタカー業を営む者であり、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定による許可を受けている者であること。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県環境部温暖化対策課
電話 026 (235) 7179

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年6月17日（金）午後3時
イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成23年6月16日（木）午後5時（必着）
イ 場所 長野県環境部温暖化対策課
（県庁専用電話番号 380-8570）
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を平成23年6月14日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

温暖化対策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ並柳店
松本市並柳二丁目429-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町二丁目1-20
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

（変更前）

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1-20
未定		

（変更後）

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1-20
株式会社開運堂	渡邊 公志郎	松本市中央2丁目2-15

- 4 変更した年月日
平成23年6月1日
- 5 届出年月日
平成23年5月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間

平成23年6月6日から平成23年10月6日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

長野県労働委員会の労働者を代表する者（労働者委員）に1名の欠員が生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり補欠の委員の候補者の推薦を求めます。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部守一

1 推薦団体の資格

長野県の区域内のみに組織を有する労働組合であること。

2 被推薦者資格

労働組合法第19条の4第1項に定める欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦に係る提出書類

- (1) 推薦書（別記様式1）
(2) 被推薦者の履歴書（別記様式2）
(3) 推薦団体が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の長野県労働委員会の証明書

4 提出期限

平成23年6月22日（水）

5 提出先

長野県商工労働部労働雇用課

（別記様式1）

推薦書

年月日

長野県知事

殿

所在地

労働組合名

執行委員長

氏名

㊟

長野県労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

記

Table with 5 columns: (ふりがな)氏名, 年齢, 所属名及び職名, 現住所, 推薦理由

（別記様式2）

履歴書

履歴書 form with fields for name, birth date, address, phone, fax, email, education, and recommendation status.

労働雇用課

公告

県営小渋川地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつ

たことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営小渋川地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成23年6月7日から7月4日まで
- 縦覧の場所
飯田市役所、下伊那郡松川町役場、下伊那郡喬木村役場及び下伊那郡豊丘村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年6月6日

長野県木曾地方事務所長 原 修二

- 許可番号 平成22年11月8日
長野県木曾地方事務所指令22木地商第20-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
木曾郡上松町大字上松188-1の内
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県春日井市桃山町字北山5079-1
社会福祉法人サン・ビジョン 理事長 李野 暉尚

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年6月6日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

- 許可番号 平成20年7月4日
長野県指令20建指第6-3号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科5186-16、5187-31、5187-32
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科2323 佐藤 敦子

建築指導課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の休止の届出がありました。

平成23年6月6日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山本 浩司

名称	所在地	休止年月日
長野エンジニア工業株式会社	長野市稲里町中氷鉋1079番地7	平成22年3月3日
阿部住宅設備	東御市海善寺431番地2	平成22年8月1日

企業局

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成23年6月6日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本 浩司

名称	所在地	廃止年月日
株式会社 創流	上田市緑が丘三丁目6番15号	平成21年11月30日

企業局